

ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）の利用に係るQ & A

（分類は、案内チラシの項番に対応）

2025 年 5 月 7 日

No.	分類	質問	回答
1	①利用対象	子どもが保育園に入園していても申請できますか。	保育園や幼稚園などの保育施設に入園していても申請できます。
2	①利用対象	満6歳になる年度末の末日までの児童とは、どこまでの児童ですか。	小学校に入学直前までの未就学の児童を指します。
3	①利用対象	母と子は区外へ住所を移した一方、父は千代田区に住所があります。父が申請者の場合、補助申請は可能ですか。	ベビーシッターを利用した子が、区内に住所を有する期間に利用した分に限り補助申請をすることができますので、このケースでは父名義では申請できません。
4	①利用対象	「共同保育を必要とする」とはどういった場合ですか。	ベビーシッターと保護者が一緒に保育し、子育ての相談に乗ったり、子育ての不安解消を図ったりする場合です。
5	②利用期間	補助の対象となる期間は、いつからいつまでですか。	令和7年度の申請は、令和7年4月1日～令和8年3月31日の利用分が対象です。
6	②利用期間	利用できる時間帯はいつですか。	24時間365日利用可能です。
7	③補助対象時間数	利用が上限の時間数に満たない場合は、次の年度に繰り越すことはできますか。	同一年度内の上限時間を定めていますので、繰り越すことはできません。
8	④補助金額	生活保護世帯や住民税非課税世帯等を対象とした、費用の全額補助の仕組みはありますか。	全額補助の仕組みはありません。補助金額は、所得に関わらず上限額までとなります。
9	⑤対象利用料	補助対象となるのは純然たる保育サービス提供対価のみとありますが、保育に付随する料金もすべて対象外でしょうか。	保育に係る基本料金のほか、夜間割増、祝休日割増、0歳児保育加算、沐浴加算など、一般的な保育サービスを受けた際に発生する加算料金は、補助の対象となります。詳しくは個別にお問い合わせください。
10	⑤対象利用料	保育と家事援助を同時に依頼した場合でも、補助対象となりますか。	保育をしながら家事をする場合は、補助対象となりません。しかしながら、ベビーシッター1人に児童1人の保育という保育基準を満たし、保育と家事の時間が明確に区別できる場合は、保育の部分のみ補助対象となります。
11	⑤対象利用料	会費の一部が利用料金に含まれる料金体系となっていますが、補助対象となりますか。	利用料金の内訳の中で、保育料に該当する部分が明確になっていれば補助対象となります。
12	⑤対象利用料	クーポンや福利厚生で割引を受けた場合でも補助申請できますか。	割引後の料金のうち、純然たる保育サービス提供対価(税込)は補助対象となります。利用明細に割引の詳細が書かれていない場合は、利用したクーポンや福利厚生の内容等、割引を受けたことが分かる書類を添付してください。
13	⑤対象利用料	クーポン等による割引金額を、交通費等の補助対象外の費用に充当したり、2人で利用する際に一方の子どもに多く充てたりすることは可能でしょうか。	割引金額は、明細書等に特段の記載がない限り、基本保育料から差し引くこととなります。また2人で利用した場合は、特段の記載がない限り、均等に差し引くこととなります。

14	⑤対象利用料	3時間利用し割引額が1時間を超える金額だった場合、割引を1時間分に充当し残りの2時間に対し割引後の金額を申請することは可能でしょうか。	割引がどの時間帯に充当されたが明確な場合は、残りの時間帯に対して申請することは可能ですが、明確でない場合は3時間分の利用に対し割引を受けたものとして申請いただくこととなります。
15	⑤対象利用料	早朝や夜間、休日の加算料金は補助対象となりますか。	純然たる保育サービスに該当すれば補助対象となります。利用料金の内訳が分かる書類を添付してください。
16	⑤対象利用料	対象の利用料は「純然たる保育サービス提供単価」とありますが、保育の対象児童の送迎は補助対象となりますか。	保育に付随する送迎は補助対象となりますが、送迎のみや家事援助といった保育を含まない形のサービスは補助対象となりません。
17	⑤対象利用料	自宅以外で保育をお願いした場合も、補助の対象になりますでしょうか。	保育の実施場所の制限は特段設けていませんので、契約した事業者が対応可能であれば、自宅以外での保育も補助対象となります。
18	⑥対象事業者	どの事業者を使えばいいのでしょうか。	東京都福祉局のホームページ（「ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）認定事業者一覧」）に記載の事業者の中から選んでご利用ください。
19	⑥対象事業者	区が事業者の紹介等をしてくれるのでしょうか。	区が特定の事業者を紹介することはありません。認定事業者のホームページ等をご覧の上で、お選びください。 また、サービス利用によるトラブルに区は関与しません。
20	⑦保育基準	保育基準に「児童1人に対しベビーシッター1人による保育」とあるが、兄弟姉妹で利用したい場合、保護者が必ず在宅しなければならないのでしょうか。	保護者が不在の場合は、児童1人につき1人のベビーシッターを依頼することで利用可能です。2人の児童を保育する場合は、2人のベビーシッターを依頼するか、保護者が在宅である必要があります。児童ごとに利用内訳表へ記載してください。
21	⑦保育基準	双子で利用していて、少しの時間保護者が外出する場合、一時的にベビーシッターが1人で2人の子どもを見る時間がありますが、補助の対象となりますでしょうか。	児童1人にシッター1人の保育が補助要件ですので、保護者が外出している時間帯は補助対象となりません。 保護者が在宅勤務等で子どもに何かあった際に対応できるような場合は、2人分が補助対象となります。利用明細にその旨をご記載ください。
22	⑧利用の流れ	事業者と契約する際に、注意すべき点がありますか。	① 契約前にこども家庭庁が定める「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」（こども家庭庁ホームページ）をご覧ください。 ② 契約する際に「東京都のベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を活用したい」と必ず申し出てください。
23	⑧利用の流れ	全額自費でベビーシッターを利用し、途中で本補助事業があることに気づいたのですが、その時点で補助を活用したいと申し出た場合、どこまでが補助対象となりますか。	認定事業者を利用し、従事したベビーシッターが補助要件を満たすシッターであり、事業者から必要書類の発行が受けられれば、申出前の期間も補助することはできます。詳しくは各事業者へお問い合わせください。 ただし、事業者のすべてのシッターが補助要件を満たすわけではないので、極力利用前に申し出てください。

24	⑧利用の流れ	従事するベビーシッターが、補助対象となるベビーシッターの要件を満たすのか知ることはできますか。また、対象のベビーシッターはどのような資格・経験を有していますか。	対象となるベビーシッターかどうかは、事業者へ直接お問い合わせください。また、対象となるベビーシッターは、東京都が定める要件（研修受講、保育経験、資格保有等）を満たしています。
25	⑨補助金の交付申請	複数月利用した場合は、月ごとに申請する必要がありますか。また、兄弟姉妹で申請したい場合、申請書をまとめることはできますか。	同一年度の利用であれば、まとめて申請できます。年に複数回受付期間を設けていますので、領収書の散逸等のリスクも考慮すると、2～3か月単位で申請することをおすすめします。また、兄弟姉妹の申請書は1枚にまとめることはできますが、添付書類の「利用内訳表」は1人ずつ作成ください。
26	⑨補助金の交付申請	ベビーシッター事業者を母名義で利用しているのですが、補助金の振込は父名義の口座としたいのですが可能でしょうか。	交付申請者から代理人へ補助金の受領を委任することができます。なお郵送での申請の場合、母から父への委任状（交付申請書と同一の印鑑を押印）を添付いただく必要があります。
27	⑨補助金の交付申請	「ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助事業要件証明書」の交付を受けずに利用した場合、事後に交付を受ければ申請できますか。	要件証明書は、極力利用時に交付を受けてください。発行日が、利用日当日以前の日付であることを必ず確認してください。
28	⑨補助金の交付申請	「ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助事業要件証明書」は、同じシッターを利用した場合でも月ごとに提出が必要ですか。	同じシッターであれば、最初の利用日以前の証明書があれば、月ごとの提出は必要ありません。また、2回目以降の申請の場合でも、同一年度内に限り1回目の申請で提出済みであれば、その旨を記載のうえ提出を省略できます。
29	⑨補助金の交付申請	利用料金をクレジットカードで支払っており、3月分の引き落としが申請期限後になってしまいがどうすればよいか。	カード会社によっては、領収書、利用明細等が申請期限に間に合わないことも想定されます。事前にご相談いただき、申請は必ず期限までに行なった上で、不足書類は揃い次第速やかにご提出ください。
30	⑨補助金の交付申請	ベビーシッターを利用した時点では千代田区在住でしたが、申請をする時点では区外に転居していました。どこまでを交付申請できますか。	千代田区在住時に利用した分が補助の対象となります。従いまして、申請時点で区外に転居していても交付申請できます。その際、区外の現住所とともに、千代田区在住時の住所も付記してください。
31	⑨補助金の交付申請	利用料金の支払いに、購入額以上の金額が使えるクーポンを使用しました。その場合の自己負担額の記載はどうなりますか。	クーポン購入額を利用可能額で割り、その割引率に利用料金をかけた金額が自己負担額となります。例えば、2万円で購入したクーポンで2万5千円まで使用できる場合において、5,000円の利用料金を支払った時は、 $5,000 \times (2万 \div 2.5万) = 4,000$ 円が自己負担額となります。
32	⑨補助金の交付申請 【オンライン】	オンライン申請の場合、郵送による申請と異なる点はどこでしょうか。	オンライン申請の場合は、電子上で所定の事項を入力するので、区の所定書式である「交付申請書」の添付は必要ありません。また、交付申請にあたりメールアドレスが必要となる一方、申請に係る押印が不要になりますが、代わりに申請者の氏名と住所が記載された最新の本人確認書類の添付が必要となります。

33 -1	⑨補助金の 交付申請	提出した書類に誤りがあった場合、どのように訂正すればよろしいでしょうか。【郵送申請の場合】	事業者が発行する書類は、再発行を受けて差し替えてください。 ご自身で作成する申請書、内訳表については、郵送申請の場合、二重線を引き押印した上で正しい表記を記載してください。 また、修正液、修正テープによる訂正は不可です。上部に捨印を押した場合、金額以外の訂正ができますので、押印することをお勧めします。
33 -2	⑨補助金の 交付申請 【オンライン】	提出した書類に誤りがあった場合、どのように訂正すればよろしいでしょうか。【オンライン申請の場合】	事業者が発行する書類は、再発行を受けて差し替えてください。 ご自身で作成する申請書、内訳表についても差替えをお願いします。修正液、修正テープによる訂正はできませんので、修正が容易なエクセルで作成することをお勧めします。
34	⑨補助金の 交付申請 【オンライン】	紙書類を画像データで添付することは可能でしょうか。	可能ですが、書類の記載内容が不鮮明な場合は出し直しとなりますので、事前に画面上でよくご確認ください。
35	⑩その他の 注意事項	交付を受けた補助金は、所得税等の課税対象となりますか。	令和3年度の税制改正により、一時預かり利用支援の補助金は非課税対象となります。